

第 716 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和 2 年 2 月 1 0 日（月）

午後 3 時 32 分開会

○若年支援課長 それでは、本日の傍聴人等をご案内いたします。

本日でございますが、報道関係者はおりません。傍聴人につきましては 4 名となっております。

それでは、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

まず、現在ご出席いただいております委員の方は 15 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 では、ただいまから第 716 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明お願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 1 月 14 日から 2 月 9 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については、3 誌を指定図書類とすること、1 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。

1 月 16 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、不健全図書については 1 月 17 日に告示、優良映画については 1 月 21 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ「ファミリー e ルール講座」を 13 回開催いたしました。

立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、2 月 5 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、

「自主規制団体からの聞き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また、2ページから3ページには、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、4ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告する制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の1月分の活動状況でございます。

令和2年1月までに委嘱しております協力員は846名です。1月の活動者数は81名、調査店舗数は384店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書と指定した図書類「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、青い半透明のシールでとめることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。この3種類の図書類について、協力員の調査結果を、それぞれ表に示しています。

まず、不健全図書として指定した図書類を販売している店舗はございませんでした。

次に、表示図書類を販売している店舗のうち、包装が適切になされていない店舗が1店舗、区分陳列が適切になされていない店舗が2店舗ございました。

類似図書類につきましては、問題のある店舗はありませんでした。

青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は2店舗ございました。

次に、不健全図書類に関する通報等に基づく立入調査状況でございますが、今月はございませんでした。

6ページをご覧いただきたいと存じます。

都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

一番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が5店舗、表示図書類の取り扱い不適切が3店舗ございました。類似図書類につきましては、配慮なしの店舗が1店舗ございました。

二番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切が1店舗ございました。

三番目の表、カラオケボックス、漫画喫茶店等への実態調査では、カラオケボックスにおいて、青少年制限掲示がなかった店舗が1店舗、漫画喫茶において青少年制限掲示がなかった店舗が1店舗、ネットカフェにおいて青少年制限掲示がなかった店舗が1店舗ございました。また、ネットカフェにおいて、フィルタリングが導入されていない店舗が4店舗ございました。

四番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続いて、7ページにございます、雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届け出等の施行状況についてですが、先月と変動はございません。

自動販売機立入調査につきましては、1台について調査を行い、特に問題はございませんでした。

事務の施行経過につきましては、以上でございます。

○会長 説明、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 では、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。

皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿って、ご説明をいたします。

まず、計1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1139号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。

諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和元年12月25日から令和2年1月28日までの間に、都内のコンビニ・書店等で青少年が容易に手に取り、閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計127誌のうちから、7ページと8ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

図書名が、「DAITO COMICS(ダイトコミックス)BLシリーズ 40日間の調教開発生活」、令和2年1月3日付で株式会社秋水社より発行されております。

過去1年間の指定は1回です。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、2月5日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめております。ご覧いただきたいと存じます。

当日は12名の方が出席されました。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が8名です。その主な内容でございますが、「コミカルなシーンもあり、純愛物語的要素も含んでいるが、ストーリーとしては拘束、監禁が全般を占めている。道具、器具の使用も多く、アブノーマルなシーンもある。性交シーンは絵に角度をつけることによりある程度配慮をしている場面もあるが、性器描写は輪郭がわかる。体液、精液も激しく描写している。指定該当やむなし」などでございます。

「指定非該当」の意見の方は1名で、その内容は、「器具の使用や拘束シーンがあり。修整は全消しで配慮が見られる。絵がライトで内容もコミカルな分、性的感情を著しく刺激するというレベルには感じられない。ぎりぎり許容範囲。指定非該当」などでございます。

なお、保留の方が2名、関連会社のため、意見表明なしの方が1名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○会長 特によろしければ、調査に入っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(図書審査)

○会長 では、図書をご覧いただけたようですので、各委員の方からご意見をお伺いしてまいります。

まず、A委員からお願いいたします。

○A委員 結論から言わせてもらおうと、もう指定やむなしかなと思います。

監禁とか、薬物とか、何かそういう専門的な違法性のある内容も書いてあるんですけども、まず、やっぱり先に全編大部分のこの性行為の連続というのはもう、これはもう仕方ないのかなと判断しました。

○会長 では、山本委員。

○山本委員 拘束、監禁場面が大半を占めております。また、薬物の使用場面もあるということで、青少年の健全な成長を阻害するものであると考えますので、指定該当と考えます。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

では、次にG委員。

○G委員 ストーリー展開はすばらしかったという意見は私にはわかりませんが、全体にもう暴力や拘束、監禁、全体を占めているということ。器具の使用も多く、危険で人格否定的な場面もたくさんあって、青少年には見せてはいけないと思います。指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

次に、I委員お願いいたします。

○I委員 もう「打合せ会」で10名中8名が区分陳列の対象だと言っているように、作品そのものが、人格否定だけじゃなくて、器具を使った性的な凌辱行為が、一番大きなポイントだと思いますね。こういう道具を使ったり拘束したりするようなことが、青少年に全然ふさわしいとは思えない。これは後書きを読まれるとわかりますけども、作者は女性で、やはり、男性器については余り知識がないんじゃないかと思うようなところがありまして、ちょっと

疑問に思います。こういう、エスカレートしたある種の表現形態というのが、青少年には全くふさわしくないとしますので、これは区分陳列でお願いしたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、F 委員。

○F 委員 指定該当と思います。

○会長 では、H 委員。

○H 委員 皆さんおっしゃっているように、拘束、監禁、調教というタイトルですけども、こういうのは、やっぱり非常にアブノーマルな性行為ということで、子供たちの読むものとしては、ふさわしくないだろうということで、区分陳列でお願いします。

この帯のところで、これランキング1位というのもちょっと驚きますよね。何かよくわかりませんが、これが一番読まれていると、読まれているというか、レンタルみたいですが、余談ですけど、思いました。

○会長 ありがとうございます。

次に、D 委員。

○D 委員 この中で、幼いころ、幼なじみで、寂しさを感じながら生きていたということと、現在の二人の関係を交互にあらわしてはいるんですけども、その内容が 40 日間という夏休みの間の長い拘束期間と、それから薬物を使っている、それから器具を使っているシーンがあるということで、指定やむなしということでお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

次に、西尾委員。

○西尾委員 指定該当でお願いいたします。

私も、拘束、監禁などの人格否定の内容が著しいことと、あと体液ですとか性器も激しい描写に満ちておりますので、指定該当でお願いします。

○会長 では、次に J 委員。

○J 委員 私も指定該当でお願いします。

先ほど来、話がありますように、拘束だったり監禁だったり、人格に対する否定的な表現がかなり大部分を占めているということでございますので、そう判断しましたので。指定該当でお願いします。

○会長 では、E 委員。

○E 委員 私も指定該当でお願いいたします。

薬物、拘束、監禁、これは全部だめだと思います。それと一番危険なのは、こういうようなスタートをして、最後にはお互いに気持ちが寄り添ってしまうという、その辺の危険性だったり、無理に拘束したり監禁したり薬物を使っても、こういうふうになびいてしまうことがあるんだなという、そういう錯覚を青少年に与えるのはよくないと思いますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

次に、C 委員。

○C 委員 指定やむしでお願いしたいと思います。

薬物、監禁、拘束、基準に照らし合わせると、指定が適当なのではないかというふうに思います。

○会長 ありがとうございます。

次に川西委員。

○川西委員 私も、全般的に性交シーン、あとアブノーマルなシーン、これが多くて卑わい性が強いというところから、区分陳列の対象だと考えております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、B 委員、お願いします。

○B 委員 薬物の使用、拘束、監禁、そして人格を否定した上での器具を使っての激しい性描写があるということで、指定該当でよろしいと思います。

○会長 では、会長代理。

○会長代理 薬物の使用、監禁による人格否定など、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長する作品かと思っておりますので、指定該当でお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

最後に私ですが、私も、全編を通じて人格否定的なシーンがほとんどを占めておりまして、成人向け、青少年には見せるべきではない本だと考えます。したがって区分陳列でお願いいたします。

では、以上で全委員、指定該当ということでございますので、その旨で答申をしたいと思

います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 どうもありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

優良映画の推奨について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、優良映画の推奨についてご説明いたします。

資料の 11 ページをご覧くださいと存じます。

優良映画等の推奨に関する条例等を記載しております。条例施行規則の第 2 条、1 号から 6 号のいずれかに該当するものであると推奨することとなります。

資料の 12 ページをご覧くださいと存じます。

諮問第 1138 号でございます。今回は 1 作品を諮問いたします。

作品名は、「恐竜が教えてくれたこと」。制作者名は、記載のとおりでございます。令和 2 年 3 月下旬から、シネスイッチ銀座ほかでの公開を予定しております。

申請内容でございますが、14 ページをご覧くださいと存じます。

対象区分として小学生（高学年）。推奨にふさわしい理由は記載のとおり。また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては、第 3 号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの」という申請内容でございます。

15 ページをご覧くださいと存じます。

事務局といたしましては、条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、15 ページの中段でございますとおり、該当項目は第 3 号、対象は小学生（高学年）といたしました。

以上でございます。

○会長 では、ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、優良な映画としての推奨に賛成なのか反対なのか、また、対象区分についても合わせて評価をお願いいたします。

では、A 委員からお願いいたします。

○A 委員 ちょっとひっかかるのが区分だったんですね。推奨しない、とは強く言いたくはないので、ちょっと保留と、やわらかく答えさせてもらいたいんですけども、区分が、この小学生で、このチラシを見て恐竜が出ないという、多分話はみんなから出ると思うんですけど

も。そこで子供がどう思うかというのと、恐竜が、実際、映画に何もかかわってきていないんですよね。で、タイトルは置いておいて、やっぱり、この日本のちょっとおくれた、奥手な性教育と、実際の映画の中のこういう子供たちの行動、活動、言動というのが、ちょっと日本の子と、特にこの小学校の高学年となっちゃうと早いのかなと。これは中・高生だったら推奨に賛成したかもしれないんですけど、僕は、ちょっとこれは推奨じゃない保留のほうでお願いします。

○会長 ありがとうございます。保留で。

では、次に山本委員。

○山本委員 この作品は主人公の少年が、地球最後の恐竜のことを想像して、生物の死や孤独について考えていく中で、家族や友人と過ごす時間の大切さだとか、人に対する思いやりの心と、人のために行動することの大切さを学ぶことができる作品であるというふうに考えますので、推奨相当というふうに考えます。

あと、対象区分なんですけれども、事務局案としては小学生の高学年というふうになっているんですけども、これに加えて中学生も含めていいんじゃないかと考えております。

あと、該当項目は事務局案のとおりでよいと考えます。

以上です。

○会長 小学校高学年プラス中学生ということで、推奨ということですね。

○山本委員 はい、そうです。

○会長 ありがとうございます。

次に、G委員。

○G委員 難しいんですけど、家族でバカンスに、島を訪れて、思春期になりかけの少年・少女が、あと島の人たちに触れ合って、人を思いやる大切さを学ぶことができた物語と思います。同じ年ごろのテスと知り合い、自分のことだけ、恐竜だとか、いろんなことで考えていたサムは、行動的で自分にはない不思議な少女テスと会ったことによって、協力しあいながらテスはパパとの再会をはたした。思春期のその二人が、何だかんだ言いながら、手おくれにならないうちに、心の、何というのかな、ちょっとうまく言えないんですけど、人に対する思いやりの心や人の為に行動するという気持ちが伝わってきました。必死になって、サムはパパを連れ戻すシーンとなってとてもすばらしかったと思うんです。

また、サムとテスが思春期になりかけていて、年ごろで、何というんですか、淡い初恋物

語を、子供たちの成長を見た思いがするんです。それで、何か、私は推奨でいいと思います。

対象は、やはり小学生の高学年で、該当項目は三でいいと思います。ちょっと説明が余り上手にできなかったんですけども、推奨でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

その次に I 委員。

○ I 委員 私も、基本的に推奨で、小学校高学年と中学生ぐらいでいいのかなと。ちょうど第二次性徴で体が変わってくる 11、12 歳のころの心のあり方を、割合上手に表現していると思うんですね。というのは、初めて生きることと死ぬことについて気がついて、自分がここにいるのはなぜだろうとか、親兄弟と自分との存在というのを初めて自覚的に見る。自我の目覚めのときのちょうどその存在と死ということが、ふっと頭をかすめるころに、家族関係とか、不安定な心模様、あるいは勝手な行動をしたり、いろいろ行き違いがあったりするシーンとかが見られます。11、12 歳の子供たちが、子供がぶつかる性の闇といいますかね、この生きることの難しさとか、存在の意味みたいなものに関して、映画のタイトルの『恐竜が教えてくれたこと』の最後に、地球から去っていく恐竜は何を考えていたのか、知っていたんだろうかといったことで、このタイトルになっていると思うんです。ちょっとタイトルと中身が、私は、そんなに結びつけて見なかったんですが、ストーリーを見ながら、ああ 11、12 歳の子供で初めて自我に目覚めて、心がバランスを失っていくようなところに、家族関係の複雑な女の子と出会って、いろんなことを学んでいくということ、感じていくというようなところは、大変よくできた作品だと、私には思えました。

ですから、推奨でお願いしたいと思います。

○会長 推奨で、小学校高学年と中学生。

○ I 委員 はい、中学生。日本だと中学生ぐらいが見てもいいんじゃないかと思います。

○会長 では、次に F 委員。

○ F 委員 推奨に賛成です。

子供たちが子供たちだけで考えて行動していくという、この様を描いている作品なんですが、自分たちで考えて行動するという、この意義は、よく感じました。感受性が豊かになってもらえればと思いますので、賛成です。

小学校高学年の対象でよろしいかと思います。

以上です。

○会長 では、次に、H委員。

○H委員 私も雰囲気は非常にみずみずしい青春映画かなと思って感動しました。この手の青春映画は、かつて私が子供のころ、70年代とかは結構あって、記憶に残っているものもあるんですけども、ちょっと久しぶりのこういう作品かなというふうには思いました。

まあ、やっぱり子供というものの成長というのは、失望があったり恋愛があったり、「未来は思い出でいっぱいだ」というふうに最後は言っている、この言葉なんか、非常にいい言葉だと思いましたし、そういうふうに言葉というか、せりふの中に非常にやっぱりうまい、なるほど人生はこうなんだなというふうなもの織り込まれている作品だなと思いました。

小学生、むしろ中学生、高校生でもいいのかなというふうには思いました。小学生だけに絞るのはあんまりよくはない。あんまり何か狭過ぎるかなというふうには、私は思いまして、大人が見てもいいくらいの映画だと思います。

○会長 では、小学校から高校生ままで。

では、次に、D委員。

○D委員 私、これ「ぼくとテスの秘密の七日間」という本を前に読んだことがあって、これの映画化がされたんだなと思いながら、私が一番キュッときたのは、この映画化の中で、干潟に足を取られて、自分がもう死にそうな場面があるんですね。干潟に足を、もう抜けなくて。で、自分は家族の中で一番年下なので、自分が一番長生きして、父や母や兄をみとった後、自分が死ぬんだと。だから、最後まで生きた恐竜の思いをそこに重ね合わせたんだと思うんですね。

で、そのときに一人の老人に助けられますよね。干潟から助けられて、その老人の家に行ったときに、その老人のきれいな奥さんの写真を見て、もう先に亡くなっていると。でも、寂しいかもしれないけれども、いろいろな思い出をつくることによって、人生を彩りよく生きることができるんだという、そこが一番私は感動をしたところなんですけど。

そういう意味で、今若いうち、若いとき、年をとってもそうなんでしょうけど、いろいろな経験をして、いい思い出をたくさんつくっていくことが大事なんだなというふうに思ったので、中学生でも大丈夫だと思います。

はい、以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、次は西尾委員。

○西尾委員 私も推奨でお願いいたします。

この推奨理由にあるように、思春期の心の揺れを描きながら、相手を思いやる気持ちですとか、家族の大切さが伝わってくる映画だと思います。

区分なんですけれども、小学校（高学年）は、ちょっと、逆に難しいのかなと。むしろ中学生、高校生の方に見てほしいなと思います。ただ、主人公が小学生なんで、そういう意味では、小中高という区分でいいのかなと思っています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、J委員。

○J委員 私も推奨で思っております。

主人公は、自分と違う魅力だったり、特徴だったり、境遇にある少女と会って、それでいろいろ変わっていくという過程はとてもおもしろく、大変いいんじゃないかと思います。

私も、対象区分ですが、確かに、小学校高学年だけじゃなくて中学生も加えたほうがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、E委員。

○E委員 私も推奨でお願いいたします。

やはり、さっき、D委員がおっしゃったように、その老人との出会いとか、自分は死ぬかもしれないという、その切羽詰まったときにいろんな思いがしたと思うんですね。その恐竜がこれはどういう関係があるんだろうと、最初は思ったんですけれども、たくさんのいい思い出をつくることだという、奥様の写真を前にして話したことがとても印象的だったことと。

今、世の中が複雑で、出会った女の子のような家庭はいっぱいあると思うんですけれども、そういうもの、映画を見て、あっ、会うことはできるんだな、受け入れてくれる人がいるんだなという、別れたお父さんあるいは別れたお母さんでも、自分を受け入れてくれるとき、受け入れてもらえるんだなという、そのかすかな思いが、今の子供たちにちょっと必要かなというふうに思いました。きっと会いたくても会えない子供がいっぱいいるんだと、そういう思い出をつくることにも、走れる子供はいるんじゃないかなと、少し期待しましたので、推奨でお願いします。

それから、区分ですけど、やはり小学生の低学年、中学年、高学年とあって、5、6年が高学年だったら、まだいいんですが、やはり私も中学生を入れてほしいと思います。

以上です。

○会長 では、一応、小学校高学年と中学生ですね。

○E委員 そうです。

○会長 はい。

では、次はC委員。

○C委員 はい、推奨でお願いをしたいと思います。

皆さんがお話になった部分に加えて、何というか、オランダのこういう年代の子たちというのは、まあ、こういう感じなんだなという。そこ、日本の、多分同年代とは、その言葉とか行動とか、そういったニュアンスの部分で、何かこう、ちょっと違うところもたくさんあると思うんですけども、そういったところからも、何ですか、世界を広げていただける一つの青少年の機会になるんじゃないかなというふうに思いますが。

区分について、やはり中学生を軸に、中学までは少なくとも広げていただきたいのかなというふうに思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、川西委員。

○川西委員 私も、皆さんおっしゃられるように、家族旅行の際に、地元の少女との出会いを契機に、自分の中心的な、自己中の考え方から、家族を踏まえて、自分の周りの人たちと接することによって、また意見を聞いたり悩んだりしながら、少年が成長する姿が非常によく出ているのかなと。

あと、やっぱり小学校のころは、生死について、よく生きる死ぬ、これについてはよく考え、自分も考えたなという気がしまして、そういうのも描かれていて、非常に人の心だとか、大切に作る友達、周りの人たちを大切にすると、そういうことが描かれていたんで、非常にいい作品だなと思っております。

対象区分ですね、皆さんいろんなご意見があると思うんですが、私も小学校高学年から中学生を入れたほうがいいんじゃないかなという意見でございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、B委員。

○B委員 見始めたら、どこかで見たことのある映画だなと思って、途中で、あつ本を読んでいたんだと気がつきました。小学校の作文コンクールの課題図書になっており、子供につき合って読んでいました。何年か前に読んだのをすっかり忘れていて、タイトルが「恐竜が教えてくれたこと」という、全然違うタイトルになっていましたので、気がつきませんでした。

内容としては、小学生の高学年ぐらいだと、背伸びをして見るのにはいいのかなというふうに思いますし、中学生ぐらいまでが見てちょうどいいのかなと感じました。

お話も、孤独を目指すところから、逆に家族の大切さを思い知るというストーリーもよくできていたと思います。オランダ映画というのも珍しくて、オランダの国を感じるということもできると思いますので、小学校高学年から中学生までの推奨でいいと思います。

ただ、タイトルが、小学生は、恐竜が出てくるのかと思って、見に来て、全然違うじゃないかと思うのは、かわいそうだと思いますので、宣伝するときには、工夫していただきたいなと思います。

○会長 ありがとうございます。

では、会長代理。

○会長代理 私も推奨でお願いします。

家族の大切さというだけではなくて、思春期の子供の映画でもありますし、あるいは生きること、人が生まれてくること、あるいは死ですね、死。そういったことについて、深く考えさせるとてもいい映画だと思います。

対象区分については、私も小学生、小学校高学年は、ちょっと背伸びして見るのかなと、で、中学生ぐらいが一番適しているところかなと思います。もちろん、大人が見てもいい映画だと思いますし、ただ、推奨区分としては、小学校高学年と中学生がいいのではないかなというふうに考えます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、最後に私ですが、私も、実は映画を見た後に、この「ぼくとテスの秘密の七日間」を読んでみました。児童書としても推薦されているし、どんな中身の本なんだろうと。映画については、A委員に近く、保留かなというような気持ちで、実は来たところです。

非常に明るい映画で、家族観とか、友情とか、初恋とか生と死とか、いろんなことを映画の中に盛り込んであるのだけれど、小学校の4、5、6年生が、一体どこまで深く洞察でき

るのか。ちょっとひっかかったところです。本は、例えば 12 年間僕が父親と離れていて全く初めて会ったら、僕はどんな気になるんだろうなど、文章の中で丁寧な説明がされるところが、映画だと、そこまでは説明せず、そこを感じ取ってもらうというところが、果たして、どうなのかなと悩んだところです。

それで、皆様の意見を聞きながら、でも推奨で、私も小学校高学年、どちらかというところ、5、6年生から中学生ぐらいだなと思うところです。

では、以上でご意見が出ましたので、もう一度追加のご意見、対象区分を含めて、何かございましたら、よろしくお願ひします。

(「なし」の声あり)

○会長 では、ないようですので、答申としては、推奨する、対象区分は小学校高学年、中学生というところで、大多数だと思いますが、よろしいでしょうか。その対象区分で答申をまとめるということで、よろしいでしょうか

(「はい」の声あり)

○会長 では、それで答申させていただきます。ありがとうございました。

では、以上で、あとは事務局からほかの連絡事項をお願いいたします。

○若年支援課長 資料の 16 ページをご覧くださいと存じます。

都民の申し出の 1 月処理分でございますけれども、メールによるものが 5 件ございました。

いずれも、不健全図書類の指定に関するものでございますが、1 件につきましては、前回ご紹介させていただきました同じ図書類に関するものでございます。匿名での申し出となっておりますが、内容等から考えますと、同一の方からの申し出と推測されるものでございます。

本件についても、前回同様、条例施行規則第 15 条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断しております。

残りの 4 件のうちの 3 件につきましては、「販売されているコミックで、性的な欲求や性行為への興味関心を刺激するような表紙に加え、内容も過激な性描写や合意のない無理やりな性的暴力が描かれている。また、アダルトグッズや性行為など、内容の多くが性描写に割かれている。青少年にとって性に関する興味関心を刺激しすぎる内容であると感じた」という内容の申し出でございました。

事務局において、申し出のありました図書を確認したところ、申し出にあるような描写は

あるものの、これまでの指定図書類と比べて、著しく性的感情を刺激するものとは言えず、条例施行規則第 15 条第 1 項第 1 号「著しく性的感情を刺激する」という指定基準には、該当しないと判断をいたしました。

また、残りの 1 件につきましては、「販売されているコミックで、一見健全な子供キャラの冒険ファンタジーだが、12 歳の子供キャラのヌードや性的なポーズ・仕草など、児童ポルノが非常に悪質でいかがわしい描写で描かれている。子供への過激な性描写、暴力行為も描かれており、条例の著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、また著しく自殺、もしくは犯罪を誘発するもの、漫画、アニメーション等で、刑罰法規に触れる性交、性交類似行為、または婚姻を禁止されている近親者間における性交・性交類似行為を描いているもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交・性交類似行為を、著しく不当に賛美し、または誇張するように、描写または表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるもののどちらにも違反している」という内容の申し出でございました。

事務局において、申し出のあった図書を確認したところ、少女の上半身の裸体やキャラクターが自身の体を引きちぎる描写はあるものの、性交または性交類似行為の描写はなく、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、または著しく自殺もしくは犯罪を誘発するものとは言えないこと、また、児童買春や刑罰法規に触れる性交・性交類似行為の描写はないことから、条例施行規則第 15 条第 1 項及び第 2 項の指定基準には該当せず、不健全図書類として諮問するには至らないものと判断をいたしました。

ご意見、ご質問ございましたら、お伺いしたいと存じます。

都民の申し出につきましては以上でございます。

○会長 特によろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、次の連絡事項をお願いいたします。

○若年支援課長 次回審議会に諮問予定の映画が 1 本ございますので、ご案内いたします。

作品名は、『花のあとさき ムツばあさんの歩いた道』。

試写会が 2 月 18 日火曜日、午後 3 時 30 分から。試写会場は、中央区築地にあります松竹試写室でございます。

試写会にご参加いただける場合は、お配りしております調査票を事務局へご提出ください。

なお、ご都合がつかない場合、DVDでの視聴も可能でございます。DVDをご希望の方は、後日お送りいたしますので、お配りしております調査票にて申し込みください。

事務局からは以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。

では、これで本日の調査・審議事項は終了になりますが、何か全体を通して質問等がございましたら、お願いします。

○C委員 よろしいですか。

○会長 はい。

○C委員 すみません。先月の審議をした指定図書のお話でなんですけれども、「やましい恋のはじめかた」という本を審議して、指定になったと思うんですが、そのときに、通常版とその初回限定版というものを同時に審議をしまして、基本的には、初回限定版というのは、普通のものに付録がついたものという体裁だったんですけれども、一つのその本の内容で、一遍に2回の指定になったということで、私もその審議を終わった後に、いろいろ声をいただいて、確かに1年で6回の指定というところから考えると、出版社にとっても、なかなか大きなことだなというふうに思っています。

多分、いろんなケースが考えられるとは思いますが、付録がつくのか、あるいは半分だけ一緒になっていたりというケースもあるのかもしれないんですけれども、おおむね、今回のような、前回の指定をもう覆そうという気持ちは全くないんですけれども、例えばAというものに対して付録がついていてBとなっていたものに関して、Aが、その大部分がもう指定だよとなった場合には、当然Bも指定になるわけであって、これは、もしかすると、1冊分の指定でもいいんじゃないかというふうに、私も思うんですけれども。

その付録の部分だけが問題だというときには、当然、Bだけ指定すればいいと、Bが指定されるとわかるんですけれども、そういったところについての考え方というものを事務局のほうで、ちょっとどういうお考えをお持ちなのかということと、皆様のご意見というものがあれば、お聞きをしたいなというふうに思います。

○会長 前回の話というのは、今日配られた審議会次第の中の3ページ、ご記憶にあるとは思いますが、3ページのところに、前回、1月17日に告示した分、3冊になっています。その最後の18、19番、2冊のことをご記憶にあると思います。同じ初回限定版と通常版で、片一方には付録冊子がついています。そういうものについて、今回、2誌なので2回指定に

なっていることが、どういう考え方なのかということ、事務局に聞いておきたいということですね。

○C委員 ああいうふうな、今回初めてだということなんですけれども、ことが起こると、やっぱり出版社側も、その初回限定版のような工夫をすることを萎縮してしまうのではないかなという声もあるので、ちょっとそこら辺については整理をいただいていたほうがいいかなというふうに思っています、お伺いをしています。

○会長 事務局、何かいかがでしょうか。

○若年支援課長 同一の機会に同一の図書類業者が発行をする2点の図書類が指定を受けた場合ですけれども、このときは、累回のほうも2回指定を受けたものとして、計上するということにはしてございますが、お話のように、通常版と初回限定版の同時の指定というのは、今回初めてでございます、事務局として検討いたしましたけれども、別の図書として出版をされていて、それぞれについて指定をするという以上、累回の計上回数は指定図書の件数と同じとすべきと、つまり今回の場合では2回とすべきという結論になったところでございます。

○C委員 団体との打合せ会の中でも、ちょっとそこについては意見が出たやに伺っているんですけれど、ほかの委員の先生方の何かご意見があれば、お聞きをしたいと思います。

すみません。

○会長 ええ、ほかの委員の方のご意見も、もしあれば聞いてみたいということで。では、I委員。

○I委員 私も相談を受けたり、いろいろしています。ほとんど内容が一緒で、付録だけがついているんですけれども、本というのは出版コードがありまして、これはコードが別物なんですよね。それで、この出版社としては、要するに同じ本を別のコードで出しているんですよ。

それで、やっぱり同じ内容だから、これは1冊でいいんじゃないかという考え方と、なぜ付録をつけてまた新しく出したのかということについて、やはり付録の部分は別の、要するに本誌は一緒だけれども、付録は違っているところがあるんで、やはり2冊という考え方は、事務局、今おっしゃったような意味ではわかるんですね。

ただ、C委員がおっしゃったようなところで言いますと、やはり発売した出版社が萎縮するんじゃないかとか、あるいは、ある種の行政の圧力になるんじゃないかというような考え方もできなくもないと思うんです。ですから、表現の自由とか、あるいは出版の自由とかか

ら考えますと、私としても、指定が全部で6回となり、警告する段階で、もう一度、この2回分を含めて6回と考えるべきかどうか、審議会にはかるべきでしょう。その上で、この出版社にも、何か異論があるかと、聞く必要はあると思います。

ですから、その意味では、何とも業界の中では、ちょっと厳しいところもあるんですけども、東京都の決定としても、やはり別の本として考える考え方をとらざるを得なかったんじゃないかというふうに感じております。それは、今後この業界の中で、どういう反応があるかに関しても、説明したいと思いますので、今回、引き取らせていただいて、ちょっと話してみようかと思っております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、どうでしょうか。

私も、実は、事務局からの事前のご相談はあったんですけど、やはり、表紙も、たしか絵柄も違い。

○I委員 違いますね。

○会長 コードも違い、1刷、2刷、3刷を重ねていったものとは、やはり違うものとして、出版社の方もされているというふうに考えられるのではないかと、私自身は思いました。ここは、一応事務局のご判断で、私はいんじゃないかと思う旨をお伝えしたところです。

ほかの方、いいでしょうか。

よろしいですか。

○C委員 今、ご意見をいただけてよかったです。ありがとうございます。

○会長 では、ほかに、特にこの件なければ、以上で終了いたします。

それでは、傍聴人の方が再入室されるので、図書名がわかる資料はしまってくださいよう、お願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局から、ご説明をお願いいたします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『恐竜が教えてくれたこと』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書告示予定日は令和2年2月14日金曜日、推奨映画の公告予定日は令和2年2月18日火曜日、プレス発表は不健全図書類の告示日前日の令和2年2月13日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。既にお配りしております今年度の審議会開催予定では、3月9日月曜日とご案内しておりましたが、事務局の都合により、3月11日水曜日の15時30分からの開催に変更させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。次回は3月11日水曜日、3時半からでございますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

午後4時41分閉会